

## 特別遺族給付金に関するQ&A

### (1) 相談窓口に関する質問

#### (1) - 1

特別遺族給付金について相談したいのですが、どこの労働基準監督署に相談すればいいのですか。

特別遺族給付金については、全国どこの労働基準監督署でもご相談を受け付けておりますので、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい（都道府県労働局でもご相談を受け付けています。）。

なお、特別遺族給付金に関する支給又は不支給の決定は、アスベストにさらされる業務に従事した事業場（複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合は、その最終の事業場）の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

#### (1) - 2

救済給付の内容や請求手続きについて労働基準監督署に相談することはできますか。

仕事以外の原因によるアスベスト関連疾患に関する給付（救済給付）の制度内容や認定基準については、独立行政法人環境再生保全機構又は地方環境事務所にご相談ください。

なお、救済給付に関する相談窓口等は、都道府県労働局又は労働基準監督署でもご案内いたします。また、救済給付に関するパンフレットや請求書等は、都道府県労働局又は労働基準監督署にも備え付けています。

#### (1) - 3

私は、現在中皮腫の治療を受けていますが、どこでアスベストにばく露したのかわかりません。どこに相談すればいいのですか。

中皮腫はアスベストばく露との関連が非常に強い疾病です。労働基準監督署では、これまでの職業歴等をお聞きした上で労災請求等の手続きについてご説明いたします。また、業務以外の原因でのばく露の可能性も否定できない場合は、（独）環境再生保全機構や環境省の地方環境事務所救済給付についての説明を行っていますが、労働基準監督署においても救済給付の概要の説明や相談・申請窓口をご案内いたしますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

## (2) 制度の基本に関する質問

### (2) - 1

「石綿による健康被害の救済に関する法律」とは、どのような法律なのでしょうか。

石綿による健康被害に関しては、①石綿へのばく露から30～40年という非常に長い潜伏期間を経て発症すること、②発症から1, 2年で死亡に至るケースもあること、③石綿と疾病との関連性に本人も医師も気づきにくいという状況にあったこと等の特殊性が指摘されています。「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、このような石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者やその遺族に対し、各種の給付を支給することにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図るものです。

### (2) - 2

厚生労働省と環境省が別々に対応するのは何故ですか。

石綿による健康被害者のうち、石綿にさらされる業務に従事していたことにより発症した労働者については、従来から、労災保険法による補償の対象であったことから、今回その遺族であって、労災保険法上の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族給付金については、厚生労働省において担当するものです。

他方、石綿による健康被害者のうち業務上ばく露したとは言えない工場周辺の住民等に対する救済給付については、一般的な環境保全の問題として環境省が担当することとなっています。

したがって、特別遺族給付金は、労働基準監督署で受け付け、救済給付は、独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所で受け付けることとしていますが、請求者の利便性を図る観点から、双方の受付窓口に双方のパンフレット等を置き、双方の給付金の概要や手続等を紹介、説明することとしています。

### (2) - 3

当社は建設業ですが、元労働者が特別遺族給付金の支給を受けた場合、メリット制の適用により労働保険料は上がりますか。

特別遺族給付金に要する費用については、労働保険料で賄うこととしており、原則として特別遺族給付金の給付実績に応じて保険料を算定することとなります。ただし、石綿による疾病については、比較的長期間その業務に従事することにより発症することから、日雇い労働者を雇用する事業主や短期間で事業が終了する有期事業の事業主はその負担を負わせることは必ずしも適当ではありません。そこで、建設の事業については、建設の事業に属する事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことがある労働者であって、その労働者について、その業務に従事していた期間が肺がんにあつては10年、中皮腫にあつては1年に満たないものは、メリット制の収支率の算定基礎から除外することとしています。また、じん肺症についても従来どおり、一定の要件の下除外することとしています。

(2) - 4

環境ばく露による被害者の救済費用を何故すべての事業主から徴収するのですか。また、何故、労働保険料と一緒に徴収されるのですか。

石綿は、例えば建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、発電所のパッキン、水道管等に使用されてきた実態があり、産業基盤となる施設、設備、機械等に幅広く使用されてきたものです。

このため、およそ事業活動を営む全ての者が、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を含有するパッキンを使用した発電所で発電された電気を利用し、石綿を含有するセメント水道管を通じて届いた水を利用すること等を通じて、石綿の使用による経済的利得を受けてきた事業者全てで費用負担することが妥当と判断したものです。

また、労働者を使用する事業主からの費用徴収については、労働保険料の徴収対象と重複するため、効率的かつ確実な徴収という観点から、労働保険料と一緒に徴収することとされたものです。

(2) - 5

特別遺族給付金を請求し、不支給として決定された場合、不服を申し立てることはできますか。

特別遺族給付金に関する決定に不服がある場合は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることが出来ます。また、労働者災害補償保険審査官にも不服がある場合は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることが出来ます。

審査請求及び再審査請求の手續等については、都道府県労働局又は労働基準監督署におたずね下さい。

(2) - 6

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第77号。以下「改正法」という。)によって、何が改正されたのですか。

改正法により、特別遺族給付金の請求期限が平成24年3月27日までに延長されるとともに、その支給対象が、平成18年3月26日までに死亡した労働者の遺族へと拡大されました。

労働者の死亡時期により、支給対象となる給付が異なりますので、(4) 2~4を参照してください。

### (3) 請求に関する質問

#### (3) - 1

特別遺族給付金の請求手続について教えてください。

(請求書用紙を手交した上で) これに必要事項を記載し、戸籍謄本又は抄本及び法務局が発行した死亡診断書の記載事項に関する証明書を添えて、亡くなられた労働者がアスベストにさらされる業務に従事した事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へご提出ください。

#### (3) - 2

救済給付の請求書は、労働基準監督署で受け付けしてもらえますか。

救済給付の請求書は、監督署では受理できません。独立行政法人環境再生保全機構又は地方環境事務所に提出して下さい。郵送でも受け付けしてもらえます。

なお、監督署にも救済給付の請求書と環境再生保全機構あての封筒が備えてあるので、ご利用下さい。

#### (3) - 3

特別遺族給付金の請求期限はありますか

特別遺族給付金は、平成24年3月27日が請求期限と定められています。したがって、それ以降に請求書を提出されても支給できません。

#### (3) - 4

私の夫は、3回転職し、その全ての会社でアスベストを取り扱う業務を行っていました。特別遺族給付金の請求書は、どこの労働基準監督署に提出すればいいのですか。

複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合は、その最終の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に提出して下さい。

複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合であって、その最終の事業場がわからないときは、当該複数の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に請求書を提出して下さい。

#### (3) - 5

請求書の記載に当たり、(死亡労働者の)勤めていた会社はわかりますが、作業内容までは承知していません。アスベスト作業の従事歴を明確に書くことができませんが、どのように記入すればよいですか。

具体的な作業内容がわからない場合は、所属していた部署名等(〇〇工場、●●部、△△課など)を、できるだけ詳しく記入して下さい。

(3) - 6

会社が事業主の証明をしてくれませんが、未記入のままでも提出できますか。

事業主が証明を拒んでいる場合や事業場の廃止等の理由により、事業主の証明が得られない場合は、事業主証明欄の記載事項（事業場の名称、所在地、事業主の氏名）をわかる範囲で記入していただき、事業主証明が得られない事情を労働基準監督署の担当者にご説明下さい。

(3) - 7

（死亡労働者の）勤務していた会社は既に廃業しています。この場合でも支給されますか。

勤務していた会社が廃業していても、特別遺族給付の請求を行うことができます。また、勤務していた会社が廃業していることを理由として不支給とされることはありません。

(3) - 8

請求書に添付しなければならない書類は何がありますか。

請求書に添付していただく書類は以下のとおりです。もし、入手することができない書類がある場合は、その理由等を労働基準監督署の職員にお申し出下さい。

特別遺族年金支給請求書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 死亡労働者に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての法務局の発行する証明書
- ② 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ③ 請求人又は請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ④ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
- ⑤ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、一定以上の障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- ⑥ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類

特別遺族一時金支給請求書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 請求人が死亡労働者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ② 請求人が死亡労働者等の収入によって生計を維持していた者であるときは、生計を維持していたことを証明する書類
- ③ 特別遺族年金を受けることができる遺族がないときにあつては、
  - ア 死亡労働者に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての法務局の発行する証明書
  - イ 請求人と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ④ 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がない場合の特別遺族一時金の請求であるときは、③のイの書類

(3) - 9

死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類とは、具体的にはどのようなものですか。

同居していた場合は、労働者が亡くなられた当時の住民票の写しや民生委員の証明書等を、別居していた場合は、銀行の預金通帳の写しなどの送金の事実を証明できるものを添付して下さい。

なお、これらの書類が入手できない場合はその旨を労働基準監督署の職員にお申し出下さい。

(3) - 10

戸籍謄本や死亡診断書の証明書等、請求書に添付する書類の準備に時間がかかることが考えられるのですが、請求書だけでも先に提出してよろしいでしょうか。

請求書に添付する必要書類の入手に時間がかかる等の特段の事情がある場合には、請求書及びその時点で添付することができる必要書類を提出して下さい。

特に、遺族補償年金については、請求書を提出した日の属する月の翌月が支給開始時期となるので、請求書の提出は早めに行っていただくことをお勧めします。

なお、この場合には、請求書の提出後に、後日改めて他の添付書類の提出を行って下さい。

#### (4) 給付に関する質問

##### (4) - 1

私の夫は、アスベストにさらされる業務に従事していたことにより中皮腫にかかり、そのことが原因で10年前に亡くなりました。そのことに対して会社から損害賠償を受け取っていますが、特別遺族給付金の支給を受けることはできますか。

業務によるアスベスト関連疾患が原因で死亡したことに対して会社から損害賠償を受け取っている場合であっても、特別遺族給付金の請求を行うことができますが、賠償された金額の一定額を限度として、特別遺族給付金が減額される場合があります。

##### (4) - 2

労働者がアスベストにさらされる業務に従事していたことにより、平成15年1月30日までに死亡した場合、その遺族に特別遺族給付金は給付されるのでしょうか。

改正法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

##### (4) - 3

労働者がアスベストにさらされる業務に従事していたことにより、平成15年12月1日から平成18年3月26日までの間に死亡した場合、その遺族に特別遺族給付金は給付されるのでしょうか。

労働者の死亡の日の翌日から5年を経過しないときは、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

ただし、改正法の施行日（平成20年12月1日）以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が時効（労働者の死亡の日の翌日から5年）によって消滅した場合は、改正法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

##### (4) - 4

労働者がアスベストにさらされる業務に従事していたことにより、平成18年3月27日以降に死亡した場合、その遺族に特別遺族給付金は給付されるのでしょうか。

平成18年3月27日以降に死亡した労働者の遺族には、特別遺族給付金は支給されません。

労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、時効（労働者の死亡の日の翌日から5年）が成立する日までに、お早めに請求手続きを行ってください。

##### (4) - 5

私は、過去にアスベストにさらされる作業に従事していました。現在、中皮腫の治療を受けていますが、石綿救済法に基づく給付を受けることはできますか。

アスベストにさらされる業務に従事したことを原因とする中皮腫、肺がんなどのアスベスト関連疾患（以下「アスベスト関連疾患」という。）のため療養を受けている方は、労災保険法の規定による療養補償給付等の支給の対象となりますので、所定の請求書により請求手続を行ってください。

アスベスト関連疾患が業務上のものと認められた場合は、労災保険法に基づく給付を受けることとなり、石綿救済法に基づく給付を受けることはできません。

(4) - 6

過去に労災保険の遺族補償給付の請求を行い不支給となりましたが、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給を受けることはできますか。

過去に労災保険の遺族補償給付について不支給とされたものについては、特別遺族給付金は支給されません（ただし、時効を理由として不支給と決定されたものを除きます）。